



福県医発第 628号(地)
平成18年 6月16日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



三重県医師国民健康保険組合の給付割合の改正について (通知)

標記の件につきまして、三重県医師国民健康保険組合より別紙のとおり通知
がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
1 種組合員	8 割 (入院・入院外)	7 割 (入院・入院外)
2 種組合員		
家 族		

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については、法の
定める給付割合。

2. 施行年月日 平成18年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



三医国発第23号
平成18年6月6日

各都道府県医師会長 様

三重県医師国民健康保険組合
理事長 中 嶋 寛

給付割合の改定について

初夏の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本組合の事業運営につきましては、格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして平成18年10月1日より下記のとおり改定することに決定いたしました。

つきましては、貴会員への周知方について何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定の内容

種 別	現 行	改 定
1種組合員	8割（入院・入院外）	7割（入院・入院外）
2種組合員		
家 族		

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については、法の定める給付割合

2. 改定の時期 平成18年10月1日

